

平 28 . 5 . 16
総 30 - 1

政府税制調査会 海外調査報告 (アメリカ・カナダ)

中里 実 佐藤 主光

2016年5月16日

目 次

- (1) 諸外国における経済社会の構造変化を踏まえた税制の課題 P 1
 - －租税体系及び社会保障制度の概要
 - －包括的税制改革、現在の課題及び対応

- (2) 所得税改革（諸控除の見直し） P 5
 - －所得控除の逡減・消失化（アメリカ）
 - －所得控除の税額控除化（カナダ）

- (3) 所得税改革（私的年金や金融所得に係る税制のあり方） P 8
 - －私的年金（アメリカ、カナダ）
 - －金融所得（カナダ）

- (4) 国際課税（BEPS） P 12

(1) 諸外国における経済社会の構造変化を踏まえた税制の課題

【ポイント】

- アメリカ・カナダともに経済社会の構造変化を踏まえ、税制改革を実施。
- アメリカ・カナダともに人種が多様な国であり、主要課題は所得格差。高齢化も重要な課題ではある一方、日本と比較すると、老年人口比率は低く抑えられており、高齢化の進展は緩やか。
- アメリカ・カナダともに、税制が、財源調達機能に加え、勤労世代・子育て世代を対象とした再分配機能を意識した制度設計になっていることが伺える。
- 税制の課題を検討するに当たっては、社会保障制度をはじめ関連する諸制度を合わせて見ていく必要があるところ、アメリカ・カナダとも日本と社会保障制度は異なる面があり、単純な比較は難しい点に留意が必要。

－社会保障制度の概要－

- ・税制の課題を検討するに当たっては、社会保障制度をはじめ関連する諸制度を合わせて見ていく必要があるが、アメリカ・カナダとも日本と社会保障制度は異なる面があり、その単純な比較は難しい。

（社会保障制度一般）

アメリカ：日本の生活保護制度のような、連邦政府による包括的な公的扶助制度はない（貧困家庭一時扶助（TANF）等の生活補助は州政府が所管）。

カナダ：原則州政府の所管であり、連邦政府による統一的な運用は行われていない。

（公的年金制度・医療保険制度）

アメリカ：

- ・公的年金の財源は社会保障税という名目で調達され、一定の所得を限度として労使折半で負担される。国民全員の最低限の老後所得を保障するためのものであり、給付は支払った社会保障税額によって決まるが、受給中に一定以上の所得を有する者は年金が減額される。
- ・公的医療保険（メディケア・パートA）の対象者は、高齢者、障害者等に限定されているなど、広く国民一般をカバーする制度が存在しない。

カナダ：

- ・カナダの公的年金は税方式の老齢保障プログラム（OAS）と社会保険方式のカナダ年金プラン（CPP）がある。OASが最低限の生活を確保するもの、CPPが生活の安定を図るものとされている。
- ・公的医療保険（メディケア）の対象者は、全国民と広いものとなっており、コアとされる医療については税財源で患者の自己負担が発生しない仕組みとなっている。

アメリカにおける包括的税制改革（86年改革）・現在の課題及び対応

包括的税制改革（86年改革）の概要・評価

【背景】

レーガン政権下の81年改革の結果、「双子の赤字」と呼ばれる財政赤字・経常赤字が拡大するとともに、各種優遇措置の増大により税制が複雑かつ不公平になっており、経済成長にも悪影響を及ぼすことが問題視されていたことから、中長期的な経済成長に焦点を当てて税込中立の下で86年改革を行った。

【概要】

「公平・簡素及び経済成長のための税制改革」が掲げられ、所得税関連では主に以下のような改革が行われた。

- － 最高税率の引下げ（50%→28%）を含めた税率構造の大幅な累進緩和（14段階→2段階）
- － 一部控除項目の廃止（共働き控除の廃止等）
- － 人的控除（所得控除）の逡減・消失化

一方で、法人税関連では、税率構造の累進性緩和・簡素化（15%～46%の5段階→15%、24%、34%の3段階）をするとともに、減価償却期間の見直しやキャピタルゲインに係る税率の軽減措置廃止、代替ミニマム税の導入等による課税ベースの拡大が行われた。

【評価】

- ・ 企業の設備投資の拡大や産業構造転換の促進
- ・ 雇用拡大と賃金増加

アメリカにおける現在の税制・社会保障制度上の課題及び対応

○ 税制の複雑化

- ・ 各種控除の適用要件が複雑なため控除対象に該当するかどうかを納税者が判断することが困難。
- ・ 給付付きの控除については、確定申告時期から給付時期までの間に十分な時間がなく、当局が所得情報等を確認していないことから、過誤支給や不正受給が多いことが課題。他方、所得情報等を確認していないことから、他の給付制度に比して執行コストは低いとの指摘もある。

○ 高齢化の進行

- ・ 2011年から2021年にかけて、ベビーブーマー世代が大量退職期に入ることもあり、社会保障費の増大が問題となっている。現在の年金の支給開始年齢は66歳であり、2027年までに67歳に引き上げられる予定。

カナダにおける包括的税制改革（87年改革）・現在の課題及び対応

包括的税制改革（87年改革）の概要・評価

【背景】

アメリカの86年改革に影響を受けたこと、垂直的公平や水平的公平等を目標としたカーター委員会報告の理念に近づこうとしていたこともあり、87年にカナダは税制改革を行うこととし、「より低税率でより公平な税制」を提案。

【概要】

所得税関連では、主に以下のような改革が行われた。

- － 最高税率の引下げ（34%→29%）を含めた税率構造の大幅な累進緩和（10段階→3段階）
- － キャピタルゲインの課税割合の拡大（50%→67%）
- － 所得控除方式であった人的控除等の税額控除化（最低税率からの所得控除と類似の効果）
- － 特定の所得を有する者しか適用できない控除制度の廃止（例：利子・配当所得控除の廃止）

一方で、法人税関連では、基本税率を36%から28%に引き下げるとともに、税務上控除可能な減価償却費の引下げやキャピタルゲイン課税の強化、交際費課税の強化が行われた。消費課税関連では、87年改革のステージ2として91年に製造者売上税を廃止し、課税ベースの広いGSTを導入した。

【評価】

- ・ 経済的不平等の一定程度の是正、所得再分配機能の強化
- ・ 租税特別措置の縮減・廃止等に伴う、水平的公平性の向上

カナダにおける現在の税制上の課題及び対応

○ 政権交代

・ 2015年に保守党から自由党に政権交代。ハーパー前保守党政権の下で、スポーツや芸術等の利益団体を優遇する税制措置が多数導入されたが、トルドー現自由党政権は、これを富裕層優遇であると批判し、富裕層への課税強化、中間層の負担軽減を行う方針が示されている。

○ 低所得者への対策

- ・ 生活保護を受けている低所得者が、就労の際に給付の減少等によりかえって手取り収入が減少する問題を解決し、就労インセンティブを促進するために、勤労所得手当を2007年に導入。また、1991年に製造者売上税からGSTへ移行する際に、付加価値税の低所得者対策として、所得税法の枠組みの中でGSTクレジットを導入（課税ベースの拡大とセット）。
- ・ GSTクレジットの不正受給は大きな問題とはなっていないが、その理由の一つに、確定申告時期と給付時期との間に所得情報等を当局が確認するための十分な時間を確保できることが挙げられる。

(2) 所得税改革(諸控除の見直し)

【ポイント】

- アメリカ及びカナダにおいては、80年代においてともに高所得者に一定の負担を求めるといった観点から、人的控除の見直しを行った。
- アメリカにおいては、税率の累進構造を緩和しつつ高所得者には一定の負担を求めするために人的控除(所得控除)の逡減・消失化を86年改革で行った。
- カナダにおいては、所得控除について、「累進課税の下では高額所得者に有利な制度となる」との批判があったため、人的控除(所得控除)の税額控除化を87年改革で行った。

アメリカにおける所得控除の逡減・消失化

アメリカにおける所得控除の逡減・消失化の概要

- ・アメリカでは、日本と同様に所得控除方式の人的控除が存在するが、所得が一定金額を超える場合、人的控除の額が逡減・消失する仕組みとなっている。

○ 所得控除の逡減・消失化の目的・評価

- ・人的控除（所得控除）の逡減・消失化を86年改革で行った。税率の累進構造を強化しにくいという政治的な状況の下、高所得者に一定の負担を求めるために設けられたものである。
- ・86年改革当時は、一般論として、所得控除は担税力の減殺に対応するもの、税額控除はインセンティブを付与するものとして理論的にその役割が異なるとの考え方があったが、現在では、こうした理論的な区別はあまり考えられていない。

カナダにおける所得控除の税額控除化

カナダにおける所得控除の税額控除化の概要

- ・カナダの人的控除は、87年改革において所得控除方式から税額控除方式に変更。
- ・具体的には、所得控除からの移行前後で低中所得者層の税負担が増加しないよう「税額控除の対象となる所得金額」が設定され、この額に最低税率を乗じた額を税額控除することとされた。この結果、限界税率が最低税率よりも高い者にとっては税負担が大きくなることとなった。

○ 所得控除の税額控除化の目的・評価

- ・所得控除について、「累進課税の下では高額所得者に有利な制度となる」との批判があったため、人的控除（所得控除）の税額控除化を87年改革で行った。
この制度変更によって、垂直的公平性が高まり、所得再分配効果が向上した。

(3) 所得税改革(私的年金や金融所得に係る税制のあり方)

【ポイント】

- アメリカ・カナダともに、低所得者を含む十分な退職資産形成が進んでいない個人に対し、税制優遇のある貯蓄プランを提供し、個人の資産形成に向けた自助努力を促している。
- アメリカにおいては、納税者の便宜の観点から、企業年金・個人年金において、EET型とTEE型の制度が併存している。
- カナダにおいては、金融所得にも総合課税・累進税率が適用されているが、実際には、EET型の個人年金(RRSP)に加えてTEE型の個人貯蓄勘定(TFSA)があり、そうした税制優遇が大きいため、実質的に金融所得に係る税負担が軽減されている。

アメリカの私的年金

アメリカにおける年金の概要

- ・アメリカの老後所得保障制度は、公的年金（OASDI）、企業年金（401k）、個人年金（IRA）の3つで構成されており、公的年金（OASDI）のみでは支給額が十分でなく、老後に備える自助努力を促進する観点から、企業年金及び個人年金への税制優遇を進めている。
- ・401kに加入していた被用者は、離職や転職をする際に、401kに積み立てた年金資産をIRAへ移管（ロールオーバー）することが可能。
- ・財務省は、これまでに個人年金を利用したことがない低所得者向けの貯蓄促進策として、連邦債のみで運用を行い、一定額でRoth IRAへロールオーバーする個人年金（myRA）を昨年末より導入。

401k及びIRAの概要（2016年1月現在）

		Traditional 401k	Roth 401k	Traditional IRA	Roth IRA
導入年		1978年	2006年	1974年	1997年
拠出限度額		18,000ドル(221万円)又は年間給与等のうち低い方(従業員拠出)		5,500ドル(68万円)又は年間給与等のうち低い方	
雇用主の拠出方式		マッチング拠出又は利益分配拠出(注1)		雇用主による拠出も可能	
所得制限(注2)				11.8万ドル(1,451万円)	19.4万ドル(2,386万円)
税務上の 取扱い (注3)	拠出時	非課税 (年間拠出額が限度)	課税	非課税 (年間拠出額が限度)	課税
	運用時	非課税	非課税	非課税	非課税
	給付時	課税	非課税 (一定の給付要件を 満たす場合)	課税	非課税 (一定の給付要件を 満たす場合)

(注1) マッチング拠出とは、従業員の拠出した額の一定割合を事業主が任意に上乗せ拠出する方法。利益分配拠出とは、従業員が拠出するか否かに関わらず、事業主の利益の一定割合などを任意で従業員の口座に拠出する方法。

(注2) 拠出限度額は所得に応じて逡減し、表中の額でそれぞれゼロとなる。

(注3) 一定の年齢に達する前の早期給付については、10%のペナルティタックスが課せられる場合が存在。

(備考) 邦貨換算レートは1ドル=123円(基準外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

カナダの私的年金

カナダにおける年金の概要

- ・カナダの老後所得保障制度は、①税方式の公的年金である老齢保障プログラム（OAS）、②社会保険方式の公的年金であるカナダ年金プラン（CPP）、③企業年金（RPP）及び個人年金（RRSP）の3本柱。CPPはもともと私的年金を補完するものとして発足したこともあり、公的年金の水準は低い。
- ・私的年金の非課税拠出限度額の水準は、退職後に退職前所得の70%に相当する所得があれば十分な生活を維持できるとの考えに基づき設定。
- ・RRSPについては、71歳での引出し等が義務付けられており、無制限な課税繰延べはできない仕組み。

DC型RPP及びRRSPの概要（2016年1月時点）

		DC型RPP	RRSP
拠出可能年齢		18歳以上	18歳以上71歳以下
拠出限度額		26,010Cドル(239万円)又は前年所得の18%のうちいずれか低い方の額	25,370Cドル(233万円)又は前年所得の18%のうちいずれか低い方の額 ^(注1)
所得制限		なし	なし
税務上の 取扱い (注2)	拠出時	非課税	非課税
	運用時	非課税	非課税
	給付時	課税	課税

(注1) ただし、RRSPの拠出限度額は、前年のRPPへの拠出額のみだけ減額される（DC型RPPの2015年の拠出限度額は、25,370Cドル（233万円）又は前年所得の18%のうちいずれか低い方の額）。

(注2) 一定の年齢に達する前の早期給付に係るペナルティは存在しないが、RRSPの場合、71歳になる歴年末に、全額引出し、登録退職所得基金（RRIFへの移管）等を行う必要がある。

(備考) 邦貨換算レートは1Cドル=92円（裁定外国為替相場：平成28年（2016年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

カナダの個人貯蓄勘定及び金融所得に係る税制

カナダにおける個人貯蓄勘定の概要

- ・カナダにおいては、貯蓄を促進する目的で、2009年に個人貯蓄勘定（非課税貯蓄口座：TFSA）が導入された。
- ・TFSAは、18歳以上が拠出可能かつ所得制限のないTEE型の個人貯蓄勘定。年間拠出限度額は10,000カナダドルであり、利用者は、現在まで順調に増加している。

カナダの金融所得に係る税制の概要

- ・カナダにおいては、利子・配当・株式譲渡益といった金融所得に対しても総合課税（累進税率15%~29%）が行われる。
- ・なお、譲渡益については、その額の50%のみを課税所得に算入（実質的に税率は2分の1）。
- ・個人株主段階で配当所得に課される所得税について、二重課税の排除の観点から、法人税との負担調整が行われている。

金融所得課税における分離課税の議論の現状

- ・カナダにおいては、金融所得にも総合課税・累進税率が適用されているが、実際には、（金融所得が生じてもそれを拠出すれば非課税となる）EET型の個人年金（RRSP）に加えて、TEE型の個人貯蓄勘定（TFSA）があり、こうした税制優遇が大きいため、実質的に金融所得に係る税負担が軽減されている。
- ・ただし、TFSAは、その拠出枠を使い切れるのは高所得者層だけであることから、高所得者層優遇措置であるとの指摘がなされており、2015年に発足したトルドー自由党政権の下で、TFSAの年間拠出限度額の縮減（10,000カナダドル→5,500カナダドル）が提案されている。

(4) 国際課税 (BEPS)

【ポイント】

- BEPSプロジェクトの勧告に対し、アメリカでは行動3、4に係る国内法制対応が中心となっている。
- BEPSプロジェクトの勧告に対し、カナダでは本年3月22日の2016年度予算 (Budget) において、行動8-10、13、15に係る対応方針を公表している。

BEPSプロジェクトに関する各国の検討状況

1. 全般

○アメリカ

- ・OECD/G20によるBEPSプロジェクトについては、多国籍企業グループによるBEPSに対して参加国が協調して対応するものであり、取組は評価。

○カナダ

- ・BEPSプロジェクトの勧告における、カナダの対応については、本年3月22日の2016年度予算案(Budget)において、以下の方針を公表した。①大規模多国籍企業に、国別報告書を提出させることにより、移転価格の文書化の改善を図るための新しい法案の提示。②見直された多国籍企業の移転価格ガイドラインの適用。③多国間枠組を発展させるための国際的な取組への参加。④他の租税管轄圏との自動的情報交換への着手。

2. 行動計画ごとの各国対応

	アメリカ	カナダ
行動3 (効果的な外国子会社合算税制(CFC税制)のデザイン) 行動4 (利子損金算入等による税源浸食の制限)	<ul style="list-style-type: none">・行動3(効果的なCFC税制のデザイン)及び行動4(利子損金算入等による税源浸食の制限)に関連しては、ミニマム・タックスやEarning Stripping Ruleの強化が大統領予算教書のGreen Book(財務省により公表される歳入関連提案)に引き続き掲載されている。しかし、本年は大統領選挙の年であり、大きな税制改正は難しい。なお超過利潤アプローチについては、ライアン前下院歳入委員長が、通常収益の利率が非常に高い超過収益モデルを提案している。・全世界課税からの移行については、共和党は属地主義課税のアプローチに関心を示している一方、政府内においてはミニマム・タックスの導入が検討されている。	—

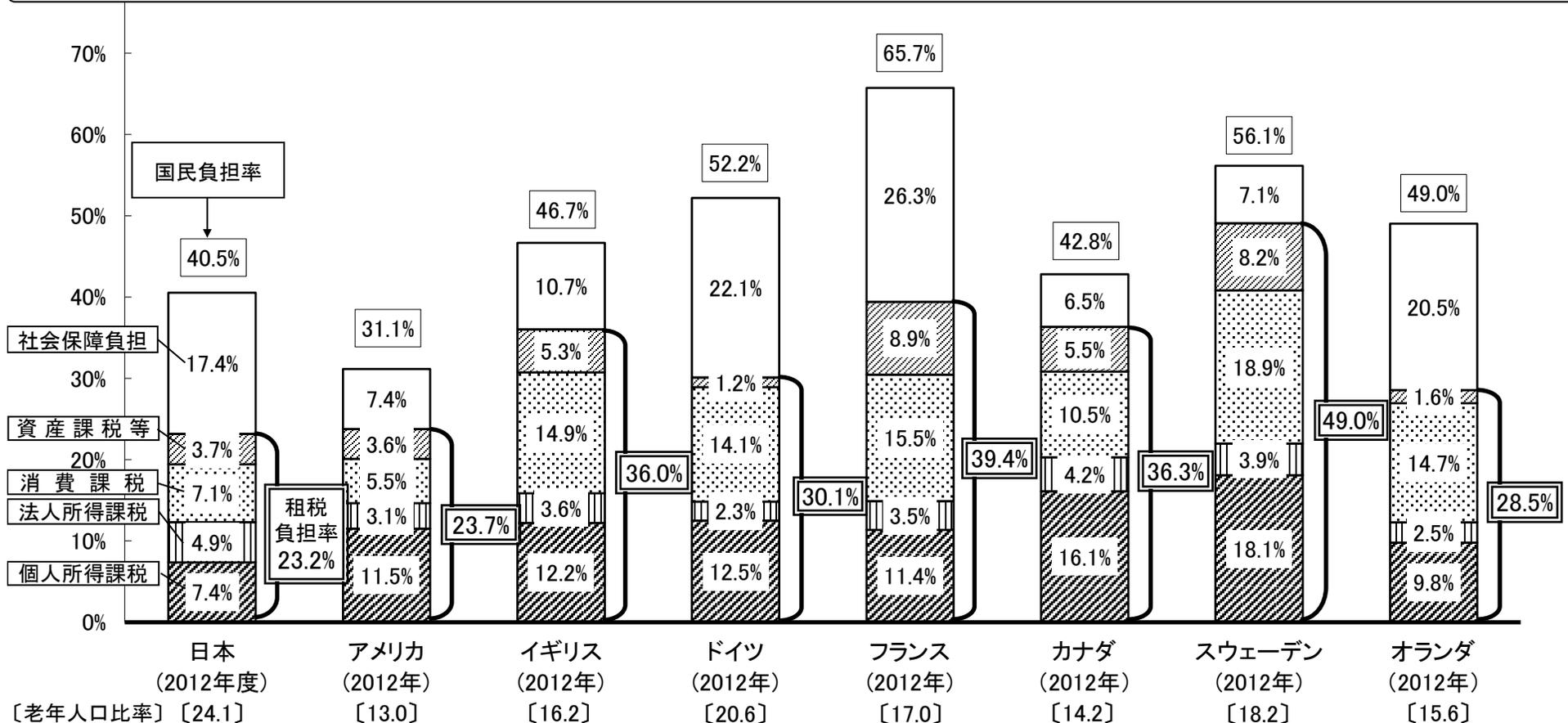
2. 行動計画ごとの各国対応（続き）

	アメリカ	カナダ
<p>行動8-10 （移転価格（TP） ガイドライン）</p>	—	<p>・移転価格ガイドラインについては、①低付加価値サービスに関する簡素化アプローチの提案と、②（「キャッシュボックス」と呼ばれる）資金提供のみ行う機能がほとんどない事業体に関するリスクフリーの利益率や適切なリスクの利益率の定義の明確化、という2つの分野において、歳入庁はまだ行政上の慣行を移転価格ガイドラインに適合したものにしている。カナダは、OECDにおける見直し作業が終わった後、上記の2つの分野における見直しに取り組むことに決めている。</p>
<p>行動12 （義務的開示制 度）</p>	<p>・租税回避の可能性がある取引を特定するツールとして、「報告義務のある取引」の開示制度が存在。潜在的に租税回避の可能性がある取引として内国歳入庁が告示しているもの等について、納税者のほか、material adviserにも報告義務が課せられる。報告過多の状況になっているほか、報告様式も自由であるために、課題も指摘されているが、租税回避の抑制に一定の効果をあげていると考えている。</p>	—
<p>行動13 （移転価格文書 化）</p>	—	<p>・2016年度予算案において、BEPSプロジェクトの勧告に沿って国別報告書の提出に関する提示を実施。この施策は、グループの総収入が年間7億5,000万ユーロ（約10億カナダドル）以上の多国籍企業にのみ適用され、そのような多国籍企業の最終的な親会社がカナダ国内法人である場合、歳入庁に国別報告書を提出することが求められる。国別報告書の交換は2018年6月から開始。</p>
<p>行動15 （多数国間協定の 策定）</p>	—	<p>・2016年度予算案において、政府は租税条約の濫用に関するOECDにおける合意に沿った対応をすとのコミットメントを確認。最近、カナダは条約特典制限条項を採用した条約や、限定的主要目的テストを採用した条約を結んでいる。カナダは、多数国間協定の策定のための国際的な取組に積極的に参加しており、これにより、租税条約の濫用を含む、条約に関連したBEPSプロジェクトの勧告の実行を進めていく予定。</p>

(参考資料)

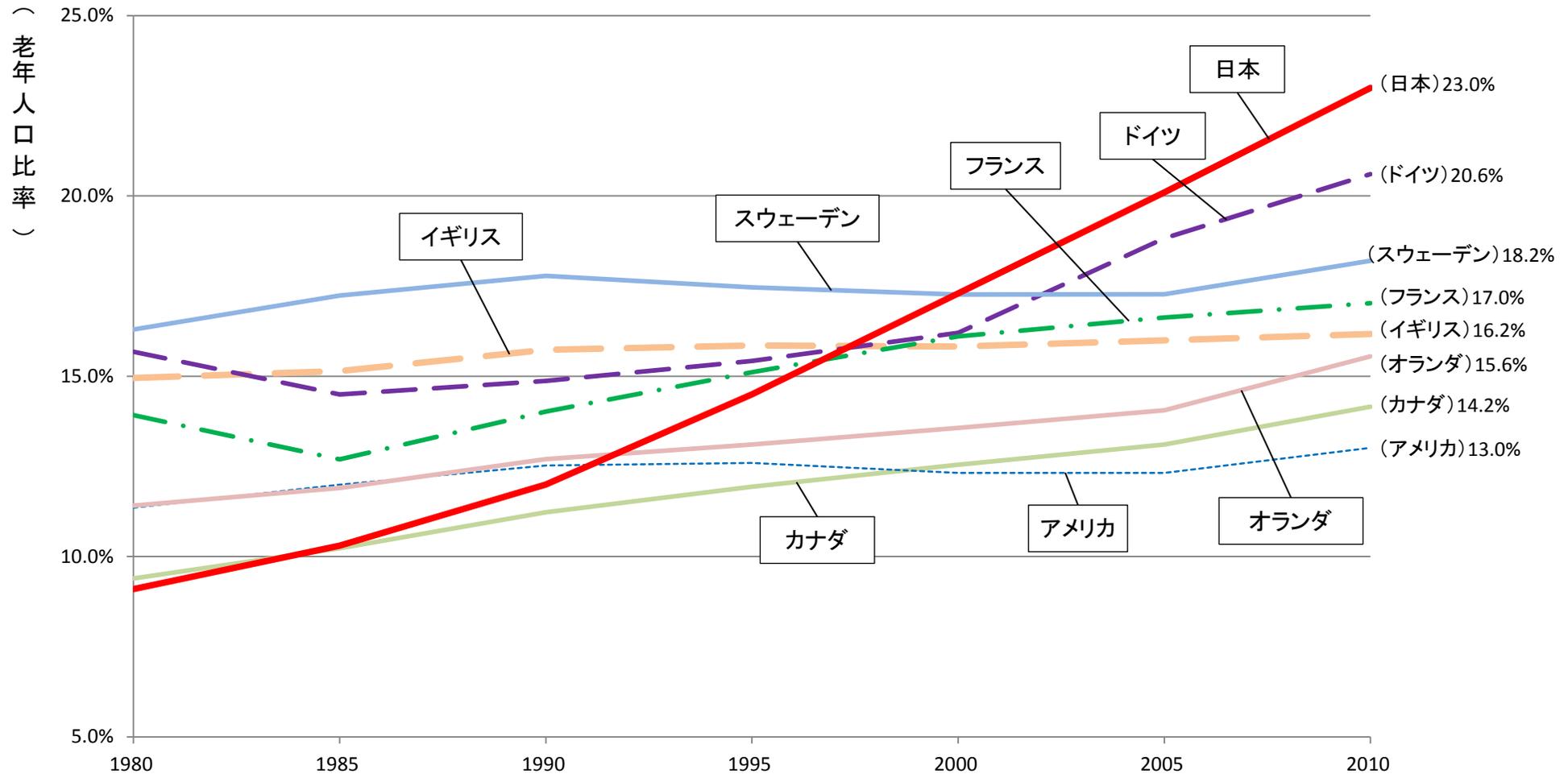
国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較

・アメリカの国民負担率は日本よりも低く、所得課税が中心の課税体系である一方、カナダの国民負担率は日本よりも高く、所得課税や消費課税が中心の課税体系。



(注) 1. 日本は平成24年度(2012年度)実績、諸外国は、OECD “Revenue Statistics 1965-2013”及び同 “National Accounts”による。なお、日本の平成27年度(2015年度)予算ベースでは、国民負担率: 43.4%、租税負担率: 25.6%、個人所得課税: 7.7%、法人所得課税: 5.4%、消費課税: 8.9%、資産課税等: 3.6%、社会保障負担率: 17.8%となっている。
 2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。
 4. 老年人口比率については、日本は2012年の推計値(総務省「人口推計」における10月1日現在人口)、諸外国は2010年の数値(国際連合 “World Population Prospects: The 2015 Revision Population Database”による)である。なお、日本の2015年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年(2012年)1月推計)による)は26.8となっている。

老年人口比率の国際比較



(備考) 日本は総務省「人口統計」、諸外国は国際連合「World Population Prospects: The 2015 Revision Population Database」による。また、「老年人口比率」とは、総人口に占める65歳以上の人口の割合。

アメリカの所得税の構造(イメージ)

(2016年1月現在)

個人単位課税と夫婦単位課税(実質的な二分二乗方式)の選択制

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

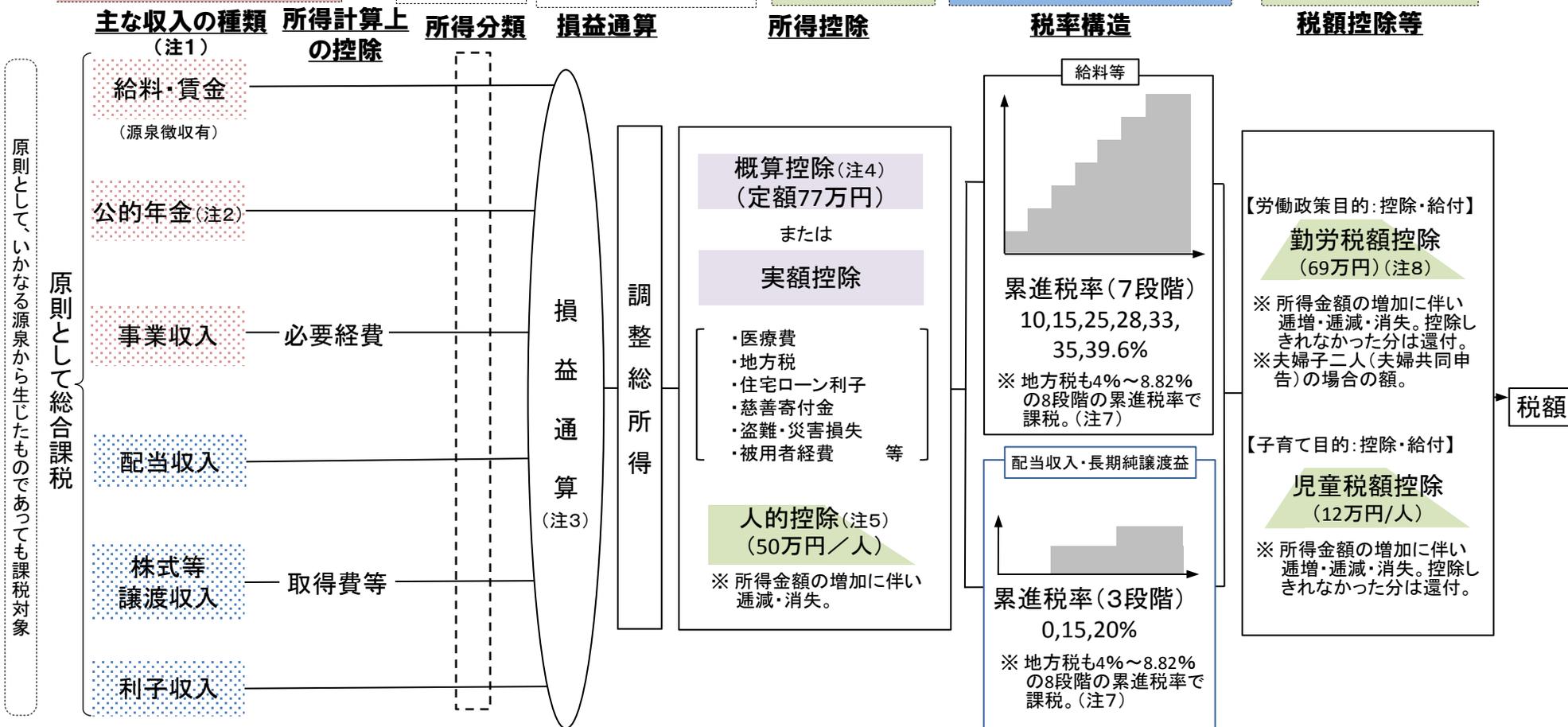
○ 所得分類は存在しない。

○ 全ての種類の収入に関し、統一的に用いることができる概算控除が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は所得控除(消失型)によって調整。

○ 配当収入及び長期純譲渡益については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注6)。

○ 労働政策上の給付や児童手当に代わるものとして税額控除が存在。



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ドル=123円(基準外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護は非課税、失業手当は課税(児童手当は存在しない)。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。

(注2) 公的年金(OASDI)の場合、収入に応じてその一部を総所得に算入することとされているが、企業年金の場合、そうした取扱いはない。

(注3) 株式等譲渡収入については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)ごとに通算し、次に短期純譲渡益/損と長期純譲渡益/損の通算を行う。その後、短期純譲渡損もしくは長期純譲渡損が生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドルを限度に損益通算が可能であり、短期・長期の順で他の収入と損益通算し、残った譲渡損には無制限の繰越しが認められる。

(注4) 夫婦共同申告の場合、控除額は2倍になる。

(注5) 本人・配偶者・扶養親族に対して適用される。

(注6) 給料等、配当収入及び長期純譲渡益の順に所得を積み上げて、配当収入及び長期純譲渡益部分に対応する累進税率ブラケットを適用する。

(注7) ニューヨーク州の場合、ニューヨーク市の場合、別途市所得税(所得の2.55%~3.4%の5段階)と、付加税(市所得税額の14%)が課される。

(注8) 利子・配当等の非適格所得が3,400ドルを超えない場合等にも適用される。

個人単位課税

カナダの所得税の構造(イメージ)

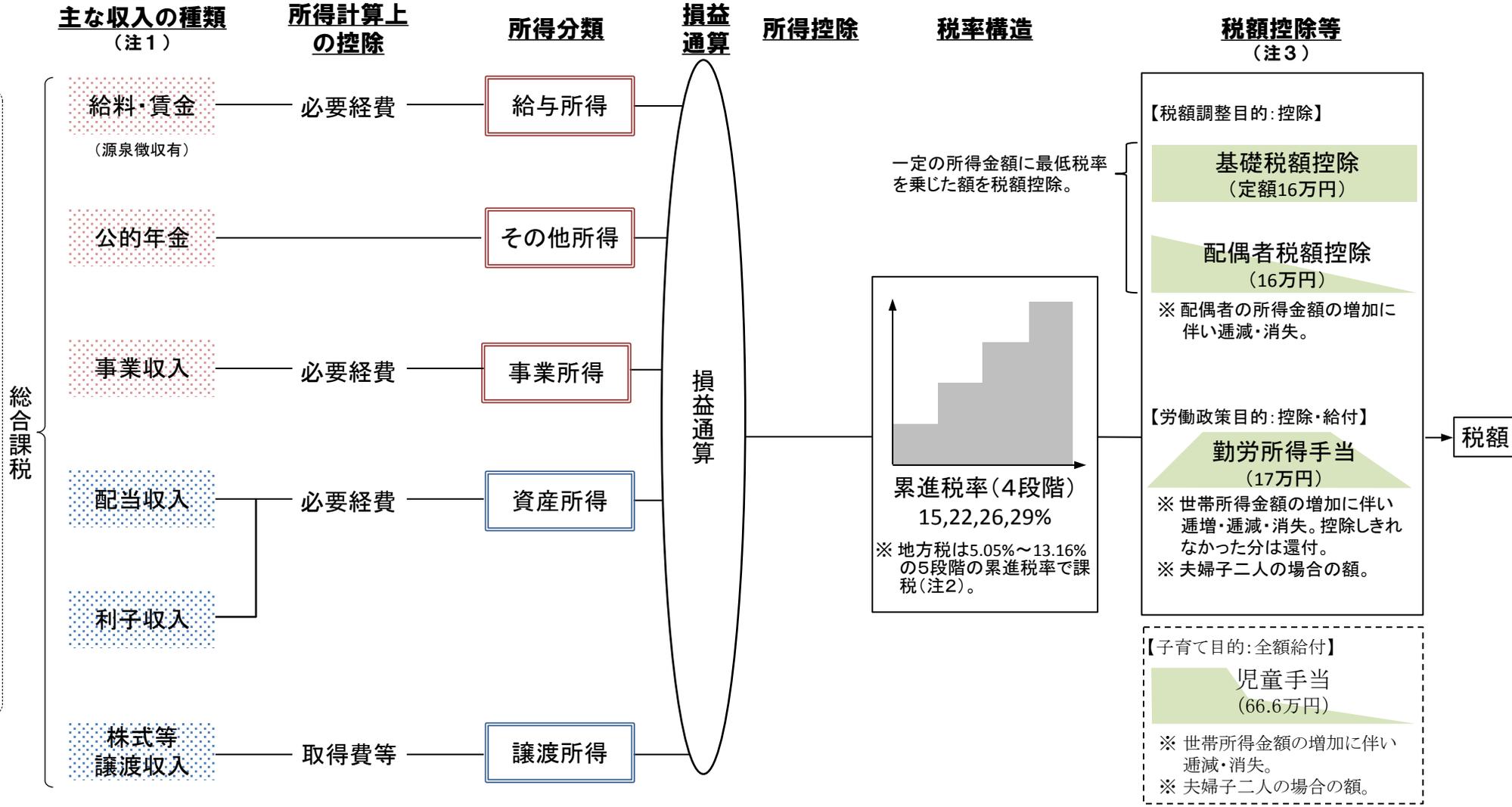
(2016年1月現在)

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 金融所得についても累進税率を適用。

○ 人的な要因による担税力の減殺の調整や労働政策目的の税額控除が存在。

原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象



(備考1) 上記で図示したものは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1カナダドル=92円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護、児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、其他所得に分類。

(注2) オンタリオ州の場合。

(注3) 基礎税額控除、配偶者税額控除、勤労所得手当、児童手当の他、勤労税額控除、年金所得税額控除、社会保険料税額控除等がある。

アメリカにおける所得税の所得控除(人的控除)について

(2016年1月現在)

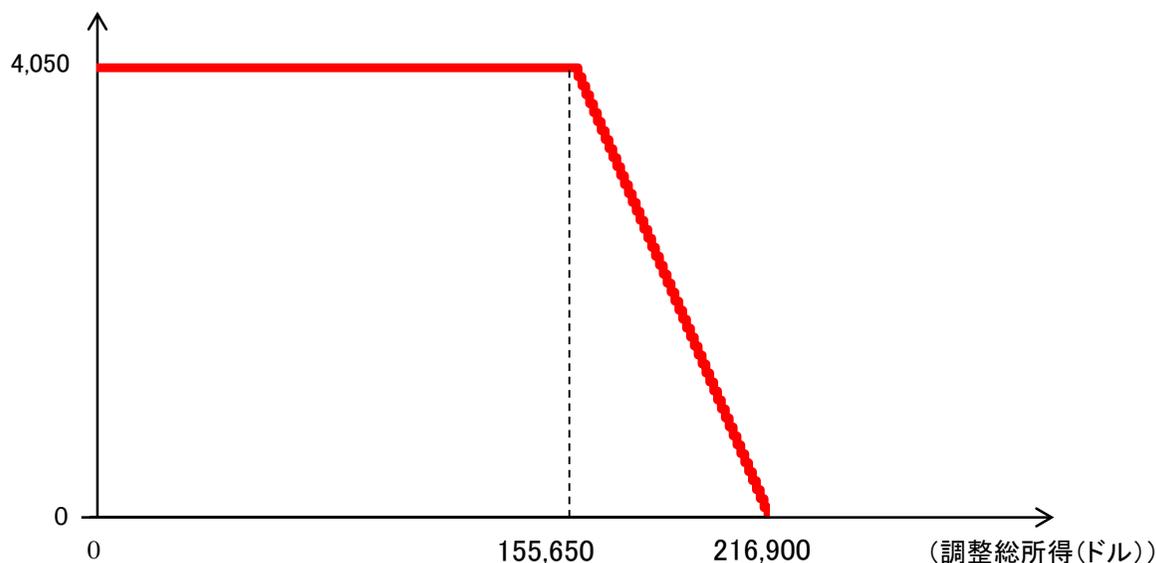
- アメリカでは、日本と同様、所得控除方式の人的控除が存在するが、所得が一定金額を超える場合、人的控除の額が逡減・消失する仕組みとなっている。
- このため、日本、ドイツ等の場合と異なり、一定水準以上の高所得者については、所得金額に対して控除等を適用することなく、直接累進税率が適用されることとなる。

(人的控除額)

人的控除	4,050ドル (49.8万円)
逡減開始	155,650ドル (1,914万円)
逡減率	所得が1,250ドル(15.4万円)増えるごとに、2% (81ドル(1.0万円))
消失	216,900ドル (2,668万円)

(人的控除のイメージ)

(人的控除額(ドル))



(注) 表中・グラフ中の値は、夫婦個別申告の場合のもの。

(備考) 邦貨換算レートは1ドル=123円(基準外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

カナダにおける所得税の税額控除(基礎控除・配偶者控除)について

(2016年1月現在)

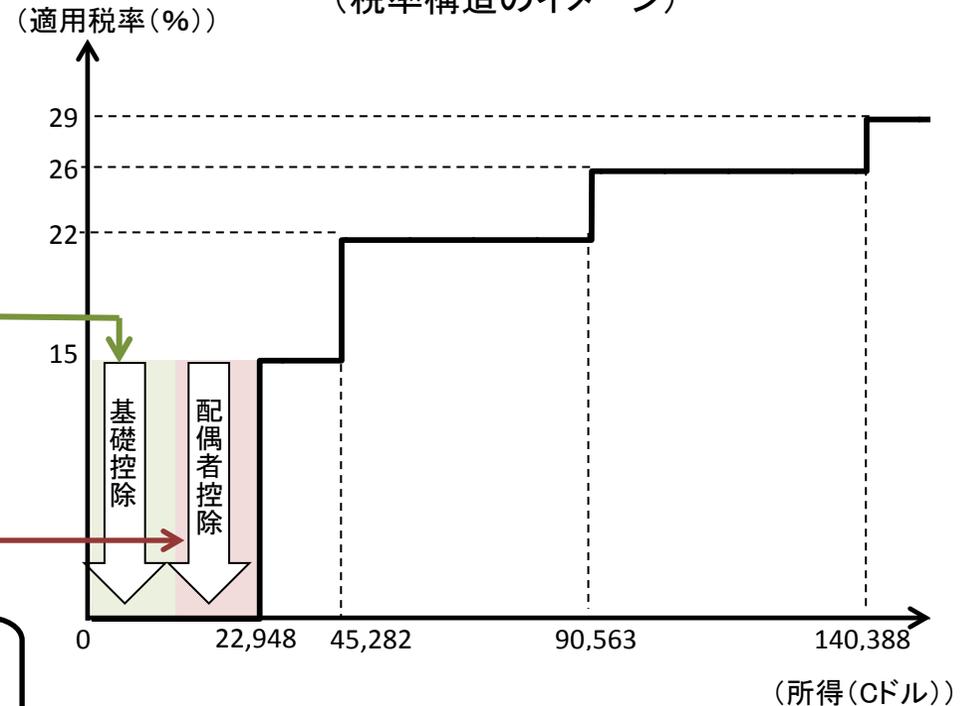
- ・カナダでは、1987年の税制改革において、基礎控除・配偶者控除を所得控除方式から税額控除方式に移行。
- ・当該改革においては、移行前後で低所得者層の税負担が増加しないように「税額控除の対象となる所得金額」が設定され、この額に最低税率を乗じた額を税額控除することとされた。
- ・これにより、「税額控除の対象となる所得金額」については、最低税率分だけ税負担を軽減する効果がある。
(対象所得金額の合計が最低税率のブラケットを超えない限り、ゼロ税率と同様の効果)

(基礎控除額・配偶者控除額)

控除の種類	税額控除の対象となる所得金額 [A]	適用税率 [B]	税額控除額 [A × B]
基礎控除	11,474Cドル (106万円)	15% (最低税率)	1,721Cドル (16万円)
配偶者控除	11,474Cドル (106万円)	15% (最低税率)	1,721Cドル (16万円)

- ・税額控除方式への移行時に、低所得者層の税負担が増加しないように「税額控除の対象となる所得金額」を設定。その後、物価等による調整を実施。

(税率構造のイメージ)



(備考) 邦貨換算レートは1Cドル=92円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(参考) イギリスにおいても、夫婦者控除(1990年度に創設、1999年度をもって廃止)を所得控除方式から税額控除方式に移行(1994年度)した際、一定の金額に最低税率を乗じた額を税額控除することとされた。